

## 〈概 要〉

西東京市保谷障害者福祉センターは、西東京市より特定非営利活動法人ミモザが業務委託を受け地域活動支援センター事業及び指定一般相談支援事業を行う施設です。また、特定非営利活動法人ミモザとして東京都より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく特定相談支援事業所として指定を受け事業を実施しています。さらに、市内障害者団体及び一般市民に施設の一部を提供することにより、地域活動を支援しています。

## 〈事業内容〉

### 1 地域活動支援センター事業

在宅障害者の自立と社会参加の促進を目的とした事業を実施しています。

項 目	内 容
社会適応訓練	利用者相互の交流を促し、地域社会での活動への方向づけや日常生活関連動作の拡大を通じ、社会参加・自立に必要なことを支援します。 *生活関連動作訓練 *職業前訓練 *自立生活支援 *外出訓練(公共交通機関や公共施設の利用、自主的に外出を企画し実行)
機能訓練	心身の機能維持及び回復に向けての訓練や、基本的な日常生活動作の訓練を行います。 *理学療法 *作業療法 *言語療法 *音楽療法
創作的活動	趣味を広げ、日常生活の活性化と教養を高めるため、障害に合わせた活動を行います。 *陶芸 *園芸 *パソコン勉強会 *書道 *籐細工 *絵画 ◎作品は文化祭で展示発表
利用者への支援	*リハビリ相談(月1回専門医による) *健康管理(バイタルチェック・体重測定) *介護に関する相談 *健康相談(主治医・栄養士等との連携) *福祉用具、補装具、車椅子、自助具に関する相談 *住宅改修に関する相談 *家族調整に関する相談・関係機関との連携 *独居生活者の生活支援
介護サービス	障害に応じた介助を行います。 移動、移乗、食事、排泄、整容、更衣等
送迎サービス	送迎を希望する利用者に対し送迎を行いません。
行事の実施	*日頃の活動を家族や市民に知っていただく機会として文化祭を行いません。 *利用者間の交流を図るために利用者交流会を行いません。
入浴サービス	家庭での入浴が困難な方に対して、入浴サービスを行います(介護保険対象者は除く)。 女性(水曜の午後) / 男性(木曜日の午前・午後)

### ① 地域活動支援センター対象者

身体障害者手帳をお持ちの18歳から65歳未満の方

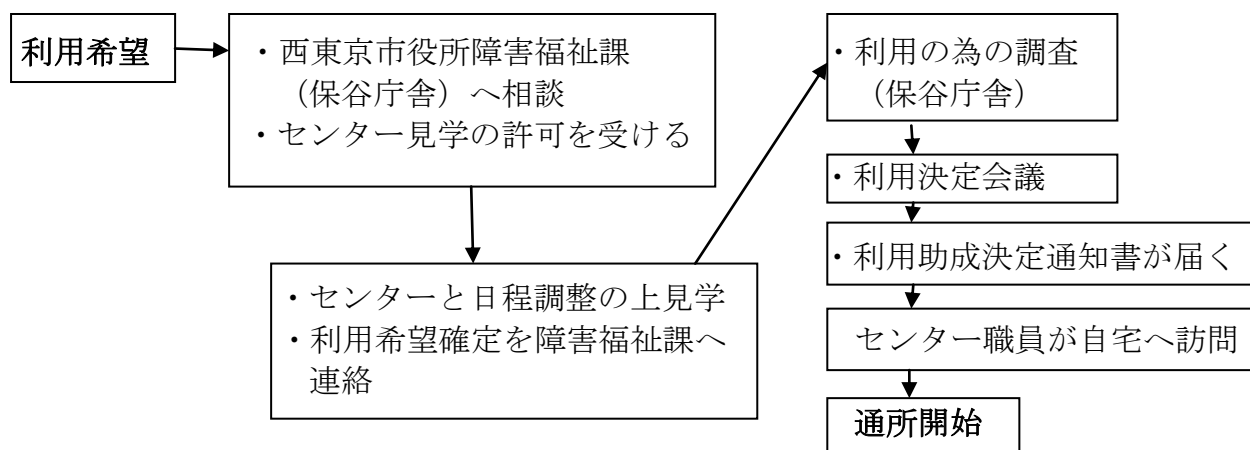
高次脳機能障害により精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※介護保険対象者については2号被保険者で障害固有のサービスが必要と市が認めた方

### ② 地域活動支援センター利用の手続き

西東京市障害福祉課（保谷庁舎）又は保谷障害者福祉センターに相談の上、障害福祉課了承後センターを見学。その後障害福祉課にて調査面談、地域活動支援センター利用助成決定通知書を受けて利用となります。

#### <利用の流れ>



### 2 特定相談支援・障害児相談支援事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的にサービス提供されるよう配慮し、サービス等利用計画の作成及び評価を行います。

### 3 相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）

相談支援専門職員が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

- ・福祉サービス利用支援（情報提供・支援の為の同行・手続き代行等）
- ・地域生活支援事業及び社会適応訓練事業利用の相談及び助言
- ・社会資源活用の支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・専門機関の紹介

### 4 その他の事業

#### 施設提供事業

市内の障害者団体及び一般市民に施設の一部を提供することにより、地域活動を支援しています。\*公共予約システムにより施設貸し出を行っています。